

〔重要な会計方針〕

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務のための支出額を限度とする費用進行基準を採用しております。
理由は、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において対応関係が不明確であるため、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であることから、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2. 減価償却の会計処理方法

定額法を採用しております。
耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によっております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）となっております。

3. 引当外賞与見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していません。
行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、期末における賞与に係る引当金の当期増加額を計上し、会計基準第87に基づき表記しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。
行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、期末における退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上し、会計基準第88に基づき表記しております。
なお、退職一時金の見積額については、期末における役職員が自己都合で退職した場合に必要とする退職金要支給額の総額を採用しております。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

（1）国有財産無償使用の機会費用の計算方法

国有財産使用料相当額を機会費用として計上しております。

（2）政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

国債利回り等を参考に1.255%で計算しております。

6. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

7. 重要な会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

〔金融商品の時価等に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,693,933,194	10,693,933,194	—
(2) 未払金	(3,182,954,313)	(3,182,954,313)	—

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

〔資産除去債務関係〕

当法人は、特許庁及び経済産業省庁舎の国有財産使用許可書に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関連する庁舎の使用期限が明確でなく、将来、移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることはできません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

〔その他情報〕

1. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

2. 重要な後発事象

該当事項はありません。